

## 新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の創設について

中央区では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている中小企業者等の皆さまを支援するため、新たな融資制度を設けます。

### 【特別資金の概要】

#### 1 申込要件

中央区商工業融資制度の基本要件を満たし、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高等が前年同期と比較して減少していること。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高等が平成31年1月から令和元年12月までの月平均の売上高等と比較して減少していること。

#### 2 資金用途

運転資金

#### 3 融資限度額

1,000万円

#### 4 融資利率（本人負担率）

年0.1%【契約利率年1.8%、区の利子補給率年1.7%】

#### 5 返済期間

7年以内（元金据置12カ月以内を含む。）

#### 6 信用保証料

区が全額を補助する。

#### 7 申込期間

令和2年3月18日（水）から令和2年9月30日（水）まで

#### 8 お問い合わせ・受付

区民部商工観光課相談融資係

中央区築地1-1-1

電話 03-3546-5330・5333